

総合調整会議（2015. 9. 18）

- 日時：平成27年9月18日（金） 午前8時45分～午前10時30分
○場所：栗東市役所3階談話室
○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・市議会9月定例会における決算審査資料の内容不備について、各部で確認と整理を適切に行うとともに、今後の対応を報告すること。
- ・防災拠点施設や学校給食共同調理場など本格的な推進段階に入っている事業について、事業の進め方や課題の整理を行い、事前の相談と情報共有を行い、各部で適切に対応すること。

2. 審議事項

【案件名】合理化事業計画の一部精算終了に伴う今後について

→ 環境経済部長、環境政策課長から説明

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】栗東市債権管理条例（案）等について

→ 税務課長から説明

- ・本市が所有する債権を適正に管理するために「（仮称）栗東市債権管理条例」市議会12月定例会に上程する予定であるが、条例（案）及び規則（案）の考え方について、別紙のとおり報告を行うものである。

[教育部長]

- ・債権放棄の審議体制と記載されているが、具体的にどのような体制を考えているのか。

[税務課長]

- ・構成員は具体的に決めていないが、職員による庁内組織での会議になる。債権担当部署からの決裁だけでは、難しいこともあり、他市では組織していない場合もあるが、市の姿勢を示すために、一定の判断をする体制を整えたい。

[教育部長]

- ・結果として債権放棄ばかりになるのではという懸念を指摘されている。

[総務部長]

- ・そのようなことがないように、適切に管理できるようにしていく。

[副市長]

- ・条例第6条の台帳について、いわゆる全ての市債権を対象とするのか。

[税務課長]

- ・全ての債権となるが、台帳内容は統一的になるように進めていきたい。

区分：了解

【案件名】栗東市立地適正化計画の策定スケジュール等について

→ 都市計画課長から説明

- ・少子高齢と人口減少社会の到来を見据えて、快適な暮らしと活力ある経済活動が営まれるまちを実現するため、平成28年度末を目途に当計画を策定している。
- ・今年度は、計画策定に向けた基礎調査として、現状および将来見通しに関する分析を行い、都市構造上の課題の抽出を行っている。
- ・当計画は、都市の包括的なマスタープランであり、計画策定にあたり、公共交通政策、住宅施策、福祉施策、教育施策、農林業施策、公共施設マネジメント等、多様な施策との連携や各種計画との整合が必要となるため、関係する施策の所管課と連携を図りながら策定を進めていく。

[環境経済部長]

- ・計画策定の趣旨は理解しているが、本市の地勢では他市との連携ネットワークが必要であり、特に農山村地域の荒廃により減災機能が働いていない。市として、これからの20年30年後の人口減少局面を見据えて、限界集落がもたらす影響に着眼点を置いてもらいたい。

[都市計画課長]

- ・市街化区域内は都市拠点と居住誘導の対象となるものであるが、調整区域や中山間地域では、人口減少に歯止めをかけるために小さな拠点作りを進めて、都市拠点とどのようにして交通アクセスを確保して繋がりをもたすのかということも、この計画の中で検討していきたい。

[市長]

- ・本市の中山間地域に住んでいる方を切り捨てるのかということと言われる可能性がある。交通ネットワークをどのように結びつけていくのか、減災を図るためどのように集積していくのかは大きな課題であると考えている。広域的に検討する必要もあり、十分整理してもらいたい。

[副市長]

- ・小さな拠点の形成は、この計画で認められたものなのか。

[都市計画課長]

- ・小さな拠点を作ったことでその地域が補助事業の対象となるものではない。この計画の中でフォローしていくものである。ただ、そこまでの交通アクセスなどは補助事業の対象となる。様々な角度で検討を進めていく。

[政策推進部長]

- ・市街化区域だけをコンパクトシティの対象区域とするならば、近い将来市に都市計画区域の線引き見直しも控えていることから、市街化区域の概念を含めて考えてもらう必要がある。防災の面からも、空閑地も必要であり、市街化区域の範囲も広げていくべきである。

[市長]

- ・本市として、全体を総合的に検討して判断していくこと。

区分：了解

【案件名】 第二次栗東市緑の基本計画策定について

→ 都市計画課長から説明

- ・当計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市が区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合計画である。前回策定した内容から、様々な社会情勢の変化による状況との整合を図り、緑地の保全や緑化の推進を明確にする必要があることから、平成27年度から平成28年度までの2ヵ年で見直しを行うものである。

[環境経済部長]

- ・計画の目標年次が平成39年までとなっているが、都市計画マスタープランでも平成32年为目标年次となっており、上位計画との整合を図る必要はないのか。

[都市計画課長]

- ・上位計画との整合を図りながら、検討していく。

[議会事務局長]

- ・林業関係は対象とならないのか。

[都市計画課長]

- ・農林課にも関係課会議には入ってもらう。その中で、協議を進めていきたい。

区分：了解

【案件名】学校給食共同調理場更新にかかる候補地の選定について

→ 教育部長から説明

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・市議会9月定例会における決算審査資料の内容不備について、特に、成果及び実績報告書はチェックする体制が整っていないことが原因であり、内容の確認を複数人で職階ごとに複層で行うことや監査段階と印刷した際に行うこと必要であることから、総務課でマニュアルを作成し、それに基づき適正に対応すること。

以上